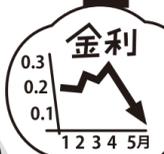
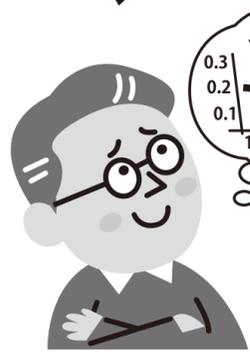


待ったなし日本経済!

マイナス金利・消費増税 時代を勝ち続ける "攻め"の資産活用法とは?



日銀による「マイナス金利政策」の導入で預金金利や住宅ローン金利が下がるなどの影響が出ています。さらに今後、消費税の10%増税を見据えると、今こそ、資産を守り活用していくための対策が急務です。今回のセミナーでは「マイナス金利」「消費増税」の中で、有効な税務対策、資産活用法について専門家にお話しいただきます。お気軽にお越しください。

※平成29年4月1日に消費税率10%に増税予定となっています。掲載の情報は、平成28年3月25日時点のものです。内容は制度運用中でも変わる場合がありますので、ご了承ください

日時 2016年 **5月7日(土)** 開演13:00 (開場12:30) **参加無料**
事前申込制

会場 **大和ハウス大阪ビル** 2Fホール(大阪市北区梅田3-3-5)

●JR「大阪」駅桜橋口より徒歩5分
●阪神電車「梅田」駅より徒歩4分
●地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩3分

定員 **300人**



主催:読売新聞大阪本社広告局 協賛:大和ハウス工業株式会社 協力:大和リビング株式会社 後援:日本住宅流通株式会社、大和ハウスパーキング株式会社

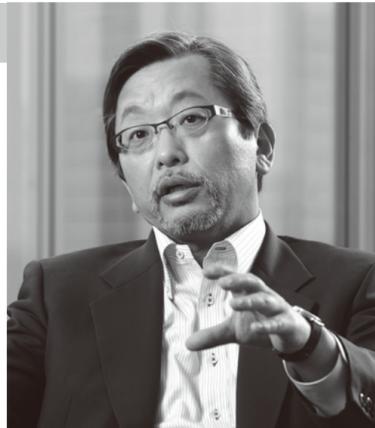
プログラム

第1部 講演 13:00~14:20 / 80分

マイナス金利登場、
日本経済の見通しと
不動産市場の今

講師:伊藤 洋一 氏 (経済評論家)

[プロフィール]
三井住友トラスト基礎研究所主席研究員。金融市場からマクロ経済、特にデジタル経済を専門とする。テレビ出演も多数、著書に「情報の強者」(新潮新書)など。



第2部 パネルトーク 14:35~16:05 / 90分

消費増税・マイナス金利時代を勝ち続ける
"攻め"の資産活用法とは

松岡 敏行 氏 (税理士 / 松岡会計事務所)
清水 良寛 氏 (弁護士 / 弁護士法人 淀屋橋・山上合同)
大和ハウス工業担当者
進行:原田 知恵 氏 (フリーアナウンサー)

※諸事情により、プログラム・講師が変更になる場合があります



松岡 敏行氏 清水 良寛氏 原田 知恵氏

マイナス金利が資産に
どう影響するの?

消費増税が予定されてるけど
いつまでに検討すれば?

立地のいい土地じゃないけど
活用できるの?

相続対策に賃貸住宅経営が
どれくらい有効なの?

同時
開催

あなたのケースに沿って専門家が相談に応じます

無料個別相談会

事前予約制

専門家が対応しますが、当日税務書類を作成することはできませんので、あらかじめご了承ください

A 10:00~ B 11:00~ C 12:00~
D 13:00~ E 14:30~ F 16:10~

個別相談を受けられた方に
プレゼント!

1組
1セット

伊藤 洋一 著
「情報の強者」
(新潮新書)



土地活用のヒントが満載の
土地活用BOOK(入門編・実践編)



応募方法 右記のアンケートにお答えいただき、はがき・電話・FAX・インターネットのいずれかでお申し込みください。

はがき 〒550-0012 電話 **06-6532-7009**
大阪市西区立売堀1-8-6 (平日10時~17時)
星和シティビル本町西7階 FAX **06-6537-1410**
「大和ハウスセミナー」係

インターネット <http://yomiuri-osaka.com/shisan/>

※お申し込みいただいた方には先着順で参加証をお送りします。※お預かりした個人情報は、主催社と協賛社で共有いたします
※事務局または主催社より、時間調整等のためにご連絡させていただくことがあります

締め切り
4月22日(金)必着

お客様の個人情報の利用目的について (大和ハウス工業株式会社) 弊社は、個人情報保護法を遵守し、弊社または弊社グループ企業が行う次の事業[※]に関するご案内・ご提案、契約の締結・履行、アフターサービスの実施、お客さまへの連絡・通信、新しい商品・サービスの開発、およびお客さまに有益と思われる情報の提供などのために、お客さまの個人情報を利用させていただきます。[※]住宅、リフォーム、集合住宅、マンション、商業店舗開発、建築、不動産分譲、不動産仲介、環境・エネルギー、損害保険代理店、ホテル、インテリアなどの各事業

アンケート

- ① 干住所 ② 氏名(ふりがな) ③ 年齢 ④ 職業 ⑤ 電話番号(携帯可) ⑥ 参加人数
- ⑦ 土地所有の有無【A:あり(場所・広さも明記) B:なし】
- ⑧ 賃貸住宅経営の予定【A:あり B:なし】
- ⑨ 賃貸住宅経営開始の時期【A:3か月以内 B:6か月以内 C:1年以内 D:未定】

以下は「個別相談会」への参加を希望される方がお答えください

- ⑩ 個別相談の希望時間(第二希望までお答えください)
A 10:00~ B 11:00~ C 12:00~ D 13:00~ E 14:30~ F 16:10~ G 別日()

⑪ ご相談したい内容(2つまで)専門家が対応します

- ⑦ 税務対策 ① 相続対策 ② 空き家対策 ③ 賃貸住宅経営の始め方 ④ 賃貸物件の空室対策
- ⑤ 法務対策 ⑥ 遊休地活用 ⑦ 保有建物の建て替え・転用 ⑧ 不動産売買
- ⑨ 建設設計相談 ⑩ その他()